

今回の内容：会議情報

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第18回消費者安全調査委員会（平成26年3月25日）

- 機械式立体駐車場事故
担当の専門委員から調査報告書素案の検討状況について説明を受けました。
また、国土交通省から「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」の議論の様態等について説明を受けました。
さらに、本日の議論も踏まえ、引き続き調査報告書素案の作成を進めていくことになりました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち2件については調査を行わないことになりました。残りの案件（37件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

部会の動き

- 工学等事故調査部会（3月中旬に開催）
 - ・エレベーター事故：自ら調査の4つポイントである「エレベーター本体に関する問題」「保守管理に関する問題」「情報共有と管理体制等に関する問題」「事故発生時の重篤化防止に関する問題」について、専門委員から、今後実施する調査項目等の説明を受けました。エレベーターの保守点検の内容や制動装置の設計等に関する意見が出され、委員の意見を踏まえ、引き続き専門委員を中心に調査を進めていくこととなりました。
 - ・幼稚園で発生したプール事故：事務局から、これまでの調査を踏まえた報告書の素案について、説明・報告がありました。事故が発生した複合的な要因の分析や幼児の溺死のメカニズム等の検証、取りまとめの方向性や報告書への記載ぶりも含めて幅広い意見が出され、今後調査結果を取りまとめていくこととなりました。
 - ・機械式立体駐車場事故：担当専門委員及び事務局から、これまでの調査経過について報告がありました。取りまとめの方向性や報告書への記載ぶりも含めて幅広い意見が出され、引き続き調査を進めるとともに、調査結果を取りまとめていくこととなりました。

☆保健所を知ろう

事故等原因調査等の申出には、保健所が所掌である事案が多数寄せられています。保健所は法律に基づいて、健康や生活の安全・衛生に関わる業務を行っています。消費者安全調査委員会でも、個々の事案については保健所へ相談することを勧める場合が多くあります。身近にある保健所が、実はすごい機能を持っていることを知ってください。

★保健所は、「地域保健法」により、都道府県、政令指定都市、中核市などに設置されています。医師、歯科医師、保健師、栄養士、獣医師、薬剤師他、保健衛生に関わる専門的技術職が配置されています。また、保健所長は、原則、公衆衛生の実務経験のある医師になることとされています。

★申出によく寄せられる、食中毒、食品の異物混入、健康食品による健康被害、医療機関、理美容、はり・きゅう・マッサージ等についても、保健所が法律に基づく業務を行っています。

（食品衛生法、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、医療法、薬事法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マッサージ指圧、はり師、きゅう師等に関する法律、他）

★食中毒や食品の異常、理美容、はり・きゅう・マッサージ、健康食品を含む食品や医薬品で健康被害を受けた場合は、まず保健所に相談してください。法に基づいた必要な調査や検査を行います。

★保健所を設置する自治体により、その業務には若干差がありますが、健康の問題が生じた時はできるだけ速やかに、保健所に相談してください。

〇こちらをご覧ください（消費者安全調査委員会澁谷委員コラム）
http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/131018ugoki_all_1.pdf

〇お近くの保健所はこちらでお調べできます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html



（注）この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。